

(規 45～47)

運賃・通則

営業規則

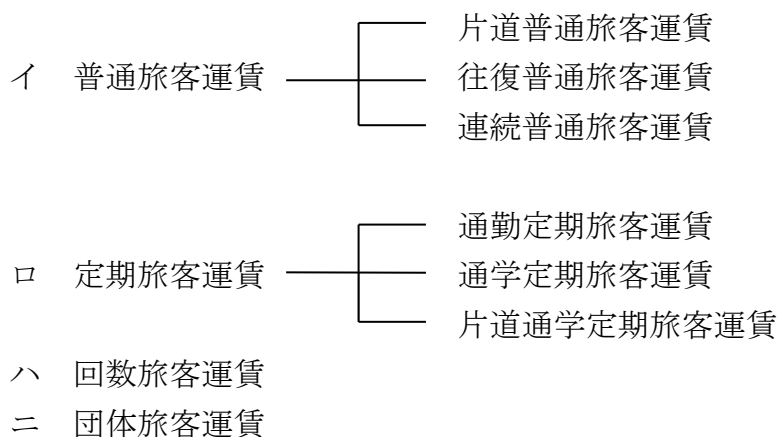
### 第3章 旅客運賃・料金

#### 第1節 通則

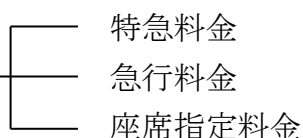
(旅客運賃・料金の種類)

第45条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとします。

##### (1) 旅客運賃



##### (2) 特急料金等



##### (3) 乗車整理料金

(旅客運賃の計算方)

第46条 旅客運賃は、旅客の実際に乗車する発着の順序によって、営業キロ程により計算します。

2 前項の規定によって、旅客運賃を計算する場合に使用する営業キロ程は、社の線路が同一方向に連続する限り、これを通算します。ただし、普通旅客運賃を計算する場合、計算経路の全部または一部が復乗となるときは、折返しとなる駅で、それぞれキロ程を打切って計算します。

(キロ程を定めていない区間の旅客運賃の計算方)

第47条 キロ程を定めていない区間について、旅客運賃を計算する場合は、次の各号によります。

- (1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発または駅着のキロ程によります。
- (2) 車内で、乗車券の無礼および不正使用の旅客に対する旅客運賃および増運賃を收受する場合、取扱場所がその列車の停車場と停車場との中間にあるときは、その取扱場所の外方にある停車場までのキロ程によります。

(規 48～50)

運賃・通則

営業規則

(旅客の区分および旅客運賃・料金)

第 48 条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受します。

大人 12 才以上の者

小児 6 才以上 12 才未満の者

幼児 1 才以上 6 才未満の者

乳児 1 才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号に該当する場合は、これを小児とみなして旅客運賃・料金を収受します。

(1) 幼児が幼児だけで旅行するとき

(2) 幼児が、乗車券を所持する 6 才以上の旅客（団体旅客を除く）に 2 人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2 人を超えた者だけ小児とみなします。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するときまたは団体旅行に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児または乳児が、指定及び占有を行なう座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき。

3 第 2 項の場合の外、幼児または乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しません。

(小児の旅客運賃)

第 49 条 小児片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特急料金等は、大人の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃または特急料金等をそれぞれ折半し、10 円未満のは数は 10 円単位に切り上げた額（以下、このは数の計算方法を「は数計算」という。）とします。

(割引の旅客運賃・料金)

第 50 条 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金または小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、は数計算した額とします。

2 往復乗車または連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第 54 条の規定に準じ、各区間ごとに割引額を差し引いて、は数計算した額を合計した額とします。

(規 51～52)

運賃・通則

営 業 規 則

(旅客運賃・料金の概算収受)

第 51 条 車内で旅客運賃・料金を収受する時は、旅客運賃・料金の概算額を収受すること  
があります。

2 前項の規定によって収受した概算額は、旅客の申し出によって、前途の駅で精算しま  
す。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 52 条 旅客は、旅客運賃について、2 以上の割引条件に該当する場合でも、同一の乗車  
券について、重複して旅客運賃の割引を請求することはできません。